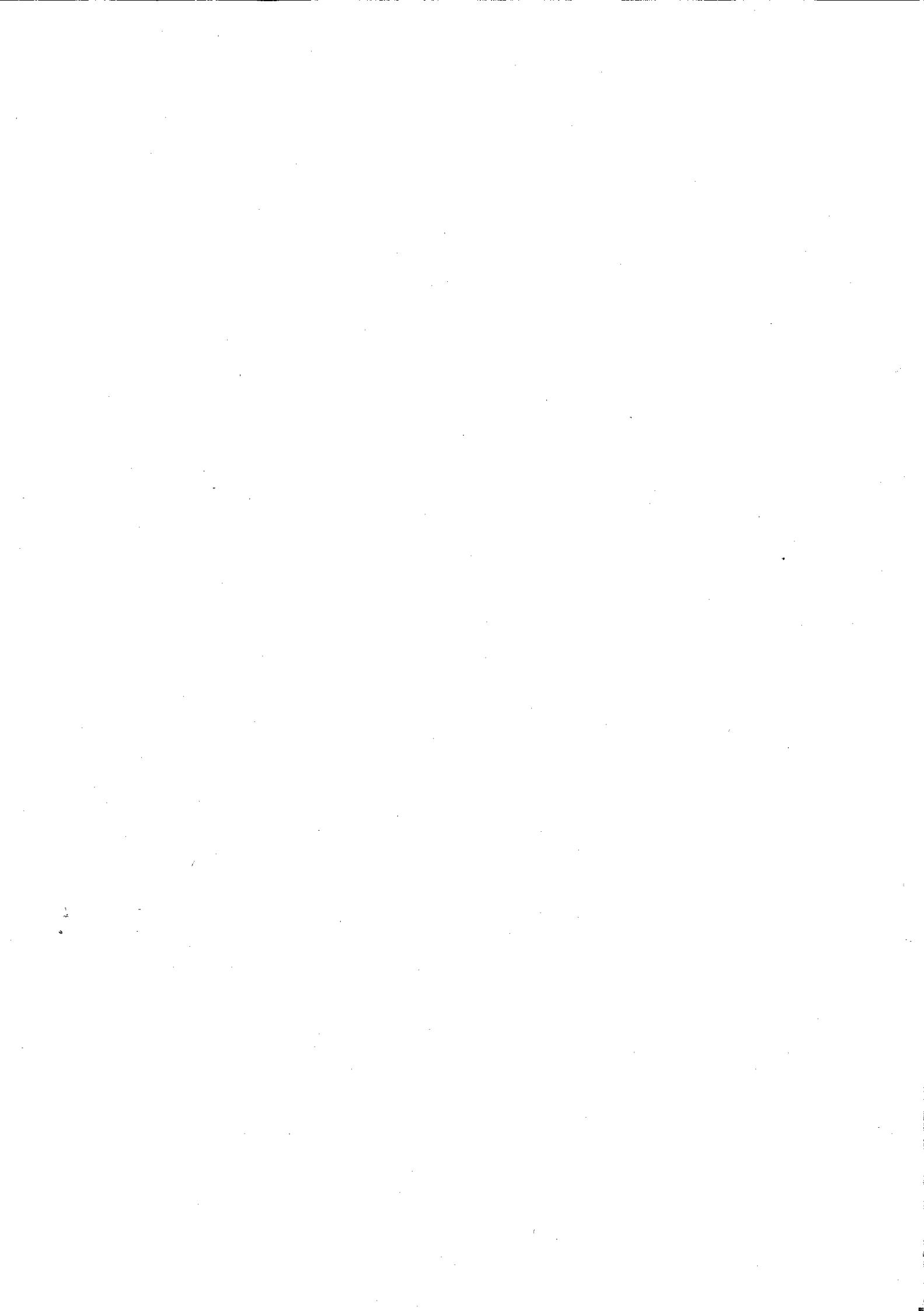


令和2年第1回
愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合



目 次

同意第1号	副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて	1
承認第1号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて	3
議案第1号	愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	9
議案第2号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	19
議案第3号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第4号	令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	31
議案第5号	令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	39
議案第6号	令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	49
議案第7号	令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	53
議案第8号	第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について	57



同意第1号

副広域連合長の選任に関し同意を求めるについて

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	豊川市市田町儀郎 29 番地の 2
氏 名	竹本 幸夫 (たけもと ゆきお)
生年月日	昭和 29 年 2 月 22 日

令和 2 年 2 月 7 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長として、竹本幸夫氏（豊川市長）を選任するため、議会の同意を求めるものである。

承認第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めるについて

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果は
に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年
法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月7日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定により、地方公務員法が改正されることに伴い、条項ずれが生じたこと等に伴う規定の整備を行うため、条例の一部を改正する条例を専決処分したため、承認を求めるものである。

専決第1号

専 決 处 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和元年11月27日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

広域連合条例第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条第1号若しくは第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年2月7日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員に関し、その給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならぬ。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は別表第1に掲げる報酬表によるものとする。

2 前項の報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、すべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(職務の号給)

第5条 職員となった者の号給は、広域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(地域手当に係る報酬)

第6条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当相

当分を報酬水準に加味して支給する。

2 地域手当相当額は、基準額に 100 分の 8.5 を乗じて得た額とする。

(職員の報酬)

第 7 条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 17 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

4 前 3 項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条から第 5 条までの規定を適用して得た額に、地域手当相当額を加算した額（以下同じ。）とする。

(報酬の支給)

第 8 条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、広域連合長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条

の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（通勤に係る費用弁償）

第 9 条 職員が愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 21 号。以下「給与条例」という。）第 15 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第 15 条第 2 項から第 6 項までの規定の例による。

（公務のための旅費に係る費用弁償）

第 10 条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 22 号）の例による。

（時間外勤務に係る報酬）

第 11 条 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、同項の勤務 1 時間につき、第 14 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50
(休日勤務に係る報酬)

第12条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指

定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(期末手当)

第13条 給与条例第20条から第22条までの規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬（第11条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第12条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期（任命権者と同じくするものに限る。）の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第14条 第11条及び第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に

を乗じたものから広域連合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手當に相当する報酬の日額の合計額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第7条第3項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手當に相当する報酬の時間額の合計額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(報酬の減額)

第15条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第16条 給与条例第28条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「報酬及び期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬」とそれぞれ読み替

えるものとする。

(雑則)

第 17 条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係)

報酬表

1 行政職報酬表

職務の級	1 級
号給	報酬月額
1	149,600 円
2	150,700 円
3	152,000 円
4	153,100 円
5	154,200 円
6	155,300 円
7	156,500 円
8	157,600 円
9	158,600 円
10	160,100 円
11	161,400 円
12	162,700 円
13	163,900 円
14	165,500 円
15	167,000 円
16	168,700 円
17	169,900 円
18	171,400 円
19	173,000 円
20	174,500 円
21	175,800 円
22	178,600 円
23	181,200 円
24	183,900 円
25	186,600 円
26	188,300 円
27	190,000 円
28	191,700 円
29	193,200 円

2 医療職報酬表

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
1	169,300 円	197,000 円
2	170,700 円	199,200 円
3	172,200 円	201,300 円
4	173,700 円	203,400 円
5	175,100 円	205,500 円
6	176,600 円	207,900 円
7	178,200 円	210,200 円
8	179,700 円	212,500 円
9	180,900 円	214,800 円
10	182,700 円	216,300 円
11	184,300 円	217,700 円
12	185,900 円	218,900 円
13	187,300 円	220,400 円
14	189,300 円	221,800 円
15	191,400 円	223,300 円

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
行政職	1 級	定例的な業務を行う職務
医療職	1 級	准看護師の職務
	2 級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務

議案第2号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年2月7日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例を定めようとするものである。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成19年広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成19年広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）第7条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第号)第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

第15条を次のように改める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で広域連合長が規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自

自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、広域連合長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して広域連合長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間（広域連合長が規則で定める通勤手当にあっては、広域連合長が規則で定める期間）に係る最初の月の広域連合長が規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の広域連合長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこ

れらの事由が生じた後の期間を考慮して広域連合長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として広域連合長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

第17条第3項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第4項中「（広域連合長が規則で定める時間を除く。）」を削り、同条第5項中「勤務に」を「規定に」に改める。

第18条第1項中「及び勤務時間条例第10条」を「及び勤務時間条例第9条」に改める。

第20条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の130」に、「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」を「100分の72.5」に改め、同条第5項中「で広域連合長が規則で定めるもの」を「のもの」に改める。

第26条中「から第14条まで及び第16条」を「、第12条及び第14条」に改める。

第27条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第27条 法第22条の2第1項の規定により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員及び」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第

261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)及び」に改める。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年広域連合条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年2月7日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし

提案理由

保険料率の改定並びに保険料の賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減基準の見直し等のため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成30年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和3年度」に、「0.0876」を「0.0964」に改める。

第10条中「平成30年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和3年度」に、「45,379円」を「48,765円」に改める。

第11条中「62万円」を「64万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第3条及び第4条を削る。

附則第5条見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第6条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第6条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第4号

令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第2号）

令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和2年2月7日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし

第1表 歳入予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1, 279, 681	△54, 223	1, 225, 458
	1 負担金	1, 279, 681	△54, 223	1, 225, 458
5 繰越金		169, 693	54, 223	223, 916
	1 繰越金	169, 693	54, 223	223, 916
歳入合計		1, 642, 798	0	1, 642, 798

令和元年度

一般会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,279,681	△54,223	1,225,458
5 繰越金	169,693	54,223	223,916
歳入合計	1,642,798	0	1,642,798

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金	1,279,681	△54,223	1,225,458
計	1,279,681	△54,223	1,225,458

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	169,693	54,223	223,916
計	169,693	54,223	223,916

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	△54,223	事務費負担金
		△54,223

1 前年度繰越金	54,223	前年度繰越金	54,223

議案第5号

令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）

令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,850,313 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 873,228,414 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月7日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		158, 563, 384	1, 338, 798	159, 902, 182
	1 市町村負担金	158, 563, 384	1, 338, 798	159, 902, 182
2 国庫支出金		250, 531, 055	11, 609, 771	262, 140, 826
	1 国庫負担金	195, 155, 869	10, 810, 925	205, 966, 794
	2 国庫補助金	55, 375, 186	798, 846	56, 174, 032
3 県支出金		67, 683, 588	771, 124	68, 454, 712
	1 県負担金	67, 683, 588	771, 124	68, 454, 712
4 支払基金交付金		350, 440, 243	3, 250, 880	353, 691, 123
	1 支払基金交付金	350, 440, 243	3, 250, 880	353, 691, 123
8 繰越金		19, 370, 656	7, 879, 740	27, 250, 396
	1 繰越金	19, 370, 656	7, 879, 740	27, 250, 396
歳入合計		848, 378, 101	24, 850, 313	873, 228, 414

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費		831, 893, 180	11, 847, 219	843, 740, 399
	1 療養諸費	793, 036, 991	11, 847, 219	804, 884, 210
7 予備費		1	13, 003, 094	13, 003, 095
	1 予備費	1	13, 003, 094	13, 003, 095
歳出合計		848, 378, 101	24, 850, 313	873, 228, 414

令和元年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金	158,563,384	1,338,798	159,902,182
2 国庫支出金	250,531,055	11,609,771	262,140,826
3 県支出金	67,683,588	771,124	68,454,712
4 支払基金交付金	350,440,243	3,250,880	353,691,123
8 繰越金	19,370,656	7,879,740	27,250,396
歳入合計	848,378,101	24,850,313	873,228,414

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費	831,893,180	11,847,219	843,740,399
7 予備費	1	13,003,094	13,003,095
歳出合計	848,378,101	24,850,313	873,228,414

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
8,643,147		3,204,072	
			13,003,094
8,643,147		3,204,072	13,003,094

2 歳 入

(款) 1 市町村支出金

(項) 1 市町村負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 療養給付費負担金	64,053,594	1,338,798	65,392,392
計	158,563,384	1,338,798	159,902,182

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費負担金	191,797,460	10,511,618	202,309,078
2 高額医療費負担金	3,358,409	299,307	3,657,716
計	195,155,869	10,810,925	205,966,794

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	52,739,082	798,846	53,537,928
計	55,375,186	798,846	56,174,032

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

1 療養給付費負担金	64,304,877	471,817	64,776,694
2 高額医療費負担金	3,378,711	299,307	3,678,018
計	67,683,588	771,124	68,454,712

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 後期高齢者交付金	350,440,243	3,250,880	353,691,123
計	350,440,243	3,250,880	353,691,123

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	19,370,656	7,879,740	27,250,396
計	19,370,656	7,879,740	27,250,396

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	1,338,798	療養給付費負担金現年度分
		1,338,798

1 現年度分	10,511,618	療養給付費負担金現年度分	10,511,618
1 高額医療費負担金	299,307	高額医療費負担金	299,307

1 調整交付金	798,846	調整交付金	798,846

1 現年度分	471,817	療養給付費負担金現年度分	471,817
1 高額医療費負担金	299,307	高額医療費負担金	299,307

1 現年度分	3,250,880	後期高齢者交付金現年度分	3,250,880

1 前年度繰越金	7,879,740	前年度繰越金	7,879,740

3 歳出

(款) 1 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 療養給付費	781,373,217	11,847,219	793,220,436	8,643,147		3,204,072		
計	793,036,991	11,847,219	804,884,210	8,643,147		3,204,072		

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1	13,003,094	13,003,095				13,003,094
計	1	13,003,094	13,003,095				13,003,094

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	11,847,219	療養給付費
		11,847,219

29 予備費	13,003,094	予備費	13,003,094

議案第 6 号

令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,613,616 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和 2 年 2 月 7 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,385,802
	1 負担金	1,385,802
2 国庫支出金		165,088
	1 国庫補助金	165,088
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		60,000
	1 繰越金	60,000
6 諸収入		2,724
	1 預金利子	11
	2 雜入	2,713
歳入合計		1,613,616

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		4,102
	1 議会費	4,102
2 総務費		790,212
	1 総務管理費	789,958
	2 選挙費	38
	3 監査委員費	216
3 民生費		818,301
	1 社会福祉費	818,301
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,613,616

議案第 7 号

令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 876,135,474 千円と
定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用す
る同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、
18,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和 2 年 2 月 7 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		172,490,656
	1 市町村負担金	172,490,656
2 国庫支出金		259,883,583
	1 国庫負担金	204,485,696
	2 国庫補助金	55,397,887
3 県支出金		72,143,752
	1 県負担金	70,705,374
	2 県財政安定化基金支出金	1,438,378
4 支払基金交付金		361,627,012
	1 支払基金交付金	361,627,012
5 特別高額医療費共同事業交付金		253,650
	1 特別高額医療費共同事業交付金	253,650
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		1,953
	1 一般会計繰入金	1,953
8 繰越金		8,300,000
	1 繰越金	8,300,000
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1

(単位：千円)

款	項	金額
10 諸収入		1,434,866
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	5,489
	3 雜入	1,429,375
	歳入合計	876,135,474

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険給付費		866,596,721
	1 療養諸費	825,627,590
	2 高額療養諸費	38,207,331
	3 その他医療給付費	2,761,800
2 県財政安定化基金拠出金		331,545
	1 県財政安定化基金拠出金	331,545
3 特別高額医療費共同事業拠出金		263,311
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	263,311
4 保健事業費		3,689,256
	1 健康保持増進事業費	3,689,256
5 公債費		23,339
	1 公債費	23,339
6 諸支出金		131,502
	1 債還金及び還付加算金等	131,501
	2 繰出金	1
7 予備費		5,099,800
	1 予備費	5,099,800
歳出合計		876,135,474

議案第 8 号

第 3 次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 の規定により、第 3 次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 2 年 2 月 7 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項として、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業が推進されるよう、広域計画において、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携に関する事項を定めるよう努めなければならないことと規定されたため、第 3 次広域計画を変更するものである。

第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

第1 広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。

第3次広域計画は、第1次及び第2次の広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために、新たに事務運営の基本方針を加えて策定するものである。

第2 広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- 2 広域計画の期間及び改定に関すること。

第3 現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年4月末は61万4,014人であったが、平成28年3月末では84万979人（平成28年12月末で86万8,125人）と年々増え続けている。

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、平成27年度は7,887億6,412万4,056円（被保険者一人当たり96万9円）と増加している。

保険料率は、平成 20 年度及び平成 21 年度は所得割率 7.43% 及び均等割額 4 万 175 円であったが、平成 28 年度及び平成 29 年度は所得割率 9.54% 及び均等割額 4 万 6,984 円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成 25 年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められている。

この他、平成 27 年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始され、令和元年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の改正により、同法において高齢者の保健事業と介護予防の取組みとの一体化を図る規定が定められた。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、医療費の増加抑制のため、保健事業及び医療費適正化等推進事業を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報の取扱いについても、より厳格な管理が求められる。

第 4 基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

1 資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確實に把握し、被保険者証の交付等を行う。

2 適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

3 適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

4 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。

広域連合は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、構成市町村と十分に協議及び連携をしたうえで、高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託することができる。

市町村においては、高齢者の保健事業の委託を受けた場合において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。

5 医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化等推進事業の実施に努める。

6 広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある広報広聴活動に努める。

7 個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の厳格な管理及び適正な利用を行う。

第5 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、別表に掲げる事務を連携して行う。

第6 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、隨時改定を行うものとする。

別表（第5関係）

区分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 保険料の確保に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。
3 医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
4 保健事業に関する事務	健康診査事業等の必要な事業を行う。	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事務	高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託する。 構成市町村への現状分析、情報共有等の支援及び関係機関との調整を行う。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。
5 医療費の適正化に関する事務	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を行う。	

6 広報広聴活動に関する事務	後期高齢者医療制度に関するパンフレットの作成・配布等の必要な活動を行う。
7 個人情報の管理及び利用に関する事務	情報セキュリティ対策等の必要な措置を講じ、個人情報の管理及び利用を行う。

